



# 金沢市公報

## 号外第9号

平成21年(2009年)3月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
<b>条 例</b>	
金沢市ものづくり基本条例 (ものづくり政策課)	1
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課)	5
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例 (景観政策課)	6
金沢市総合治水対策の推進に関する条例 (内水整備課)	18
金沢市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例 (住宅政策課)	23
金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	24
金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	24
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	24
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	25
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	25
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	27
金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 (市立工業高等学校)	31
金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	32
ITビジネスプラザ武蔵条例の一部を改正する条例 (ものづくり政策課)	32
金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の	

一部を改正する条例 (観光交流課)	33
食肉流通センター条例の一部を改正する条例 (農業総務課)	33
高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康総務課)	34
金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	35
金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	35
金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局)	36
金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (景観政策課)	37
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課)	42
金沢市建築基準条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	43
建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例 (交通政策課)	44
金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	45
金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例 ( " )	45
金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	47
金沢市消防団条例の一部を改正する条例 ( " )	48
金沢市キゴ山自然学習館条例を廃止する条例 (生涯学習課)	48
金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例を廃止する条例 (長寿福祉課)	49

## 条 例

金沢市ものづくり基本条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

金沢市条例第2号

## 金沢市ものづくり基本条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条 第8条）

## 第2章 ものづくりに関する基本的な施策（第9条 第13条）

## 第3章 ものづくりの推進に対する支援等（第14条 第16条）

## 第4章 雑則（第17条）

## 附則

私たちのまち金沢は、固有の自然、歴史、文化等に育まれたものづくりの技と心が人々の暮らしの中に溶け込んでおり、この技へのこだわりと革新的な意識が、伝統工芸、繊維、機械、農業などの分野における個性豊かで品質の高い製品や農林産物を生み出し、多彩な産業を創出してきた。

さらに、これらの産業が文化を支え、文化が産業に刺激を与え、産業と文化が市民生活の向上に積極的な役割を果たすなど、生活、文化及び産業が相互に連環しつつ、ものづくりのまちとしての金沢の個性をつくり、それがまちの魅力となって、まちの発展を支えてきた。

もとより、ものづくりは、働く意欲や誇りを培い、協働意識を高めるなど、人づくり、まちづくりにもつながるものであり、こうした観点からも、ものづくりは大きな役割を果たしている。

このような背景のもと、これからも、ものづくりを大切にするとともに、ものづくりを独創性と多様性に富んだ産業として振興し、新たな価値の創造に挑戦していくことは、豊かで活力ある地域社会を実現するうえで重要である。

ここに、私たちは、ものづくりのまちとしての伝統と誇りを継承発展させることにより、本市の健全かつ持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、本市におけるものづくりについて、基本理念を定め、並びに事業者、産業関係団体、高等教育機関、市民及び市の役割を明らかにするとともに、ものづくりに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、ものづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって本市の健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり 人の知識、経験、知恵、発想等をもとに、目的に応じて多様な技術又は技能により価値の創造につながる有形無形のものを作り出すことをいう。
- (2) ものづくり産業 生活に係る伝統工芸に関する業種、石工、大工、左官その他の職人に係る技芸に関する業種、機械、機械用部品等の製造に関する業種、農業及び林業の業種並びに情報通信、映像、デザインその他のものづくりに係る事業活動を行う業種をいう。
- (3) 事業者 ものづくり産業に属する事業を行う者をいう。

- (4) 産業関係団体 商工会議所、事業協同組合その他の事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいう。
- (5) 高等教育機関 大学、高等専門学校その他の高等教育を行う機関をいう。
- (6) 地域資源 本市固有の自然、歴史、文化等の土壌、ものづくりに係る知識、高度な技術又は技能等、ものづくり産業及び高等教育機関の集積その他本市におけるものづくりのために有用であると認められるものをいう。

(基本理念)

第3条 ものづくりは、市民生活及び文化の向上を支え、金沢のまちの発展に重要な役割を果たしていることにかんがみ、ものづくりの大切さを認識し、及び尊重する社会的気運を醸成しながら、積極的に進められなければならない。

- 2 ものづくりは、人づくりにつながり、かつ、知識、技術又は技能等の継承及び向上発展が人により支えられていることにかんがみ、ものづくりの分野における担い手の確保及び人材の育成を図ることを基本として進められなければならない。
- 3 ものづくりは、これを産業として振興していくとともに、ものづくり産業の振興に当たっては、事業者の自主的な努力が最も重要であることにかんがみ、これを促進することを基本として行われなければならない。
- 4 ものづくり産業の振興は、地域資源を活用するとともに、環境との調和が図られることにより行われなければならない。
- 5 ものづくり産業の振興は、世界的規模に展開することを目標に、海外の地域における事業者等との交流、連携等が図られることにより行われなければならない。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、当該事業活動に係る伝統的又は専門的な知識、技術又は技能等の継承及び向上発展に努めながら、絶えず経営の革新を図るとともに、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、ものづくり産業の担い手である技術、技能及びこれらに関する知識について習熟した者(以下「技術者等」という。)の確保及び育成を図るとともに、本市が実施するものづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会における自らの社会的責任を認識し、当該事業活動を行うに当たっては、その地域の良好な環境が確保されるよう適切な措置を講ずるとともに、それぞれの実情に応じて地域貢献のための取組を行うよう努めなければならない。

(産業関係団体の役割)

第5条 産業関係団体は、基本理念にのっとり、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示しながら、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組まなければならない。

- 2 産業関係団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するとともに、本市が実施するものづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 産業関係団体は、基本理念にのっとり、事業者、他の産業関係団体、高等教育機関及び市と相互に連携し、地域の特性を生かしたものづくり産業の集積及び特色ある産地の育成に努めなければならない。

## ( 高等教育機関の役割 )

第6条 高等教育機関は、基本理念にのっとり、事業者、産業関係団体等と連携し、ものづくり産業を担う人材の育成に努めるとともに、研究開発の成果等を積極的に活用してものづくり産業の振興に資するよう努めなければならない。

## ( 市民の役割 )

第7条 市民は、基本理念にのっとり、ものづくりの大切さについて理解と関心を深めるとともに、本市が実施するものづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

## ( 市の役割 )

第8条 市は、基本理念にのっとり、ものづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に事業者、産業関係団体、高等教育機関及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、第1項の施策を策定するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

4 市は、基本理念にのっとり、事業者、産業関係団体、高等教育機関、市民等の相互の連携が図られるよう総合的な調整に努めなければならない。

## 第2章 ものづくりに関する基本的な施策

## ( 人づくりの推進 )

第9条 市は、次代の社会を担う子どもたちが、ものづくりの大切さについての理解と関心を深めることができるよう、ものづくりに関する教育を推進するものとする。

2 市は、職人大学校をはじめ、工芸、製造、農業、林業等の分野における事業を通じて、ものづくりに係る人材の確保又は育成に努めるほか、事業者、産業関係団体、高等教育機関等と連携し、ものづくり産業において新たに創業を行う者、技術者等及びその後継者その他の人材の確保又は育成の推進に関する施策を実施するものとする。

## ( 事業環境の整備等 )

第10条 市は、ものづくり産業の基盤整備に努めるとともに、事業者の経営基盤の強化、新たな事業の創出及び多様なものづくり産業の集積の支援その他の事業環境を整備するために必要な施策を実施するものとする。

## ( 付加価値を高めるものづくりの促進 )

第11条 市は、地域資源の活用並びに産学連携（事業者又は産業関係団体と高等教育機関との相互の連携をいう。）による新商品及び新技術の開発の支援その他の付加価値を高めるものづくりを促進するために必要な施策を実施するものとする。

## ( 戦略的な販路開拓の促進 )

第12条 市は、事業者及び産業関係団体が行う商品等のブランド力の向上（独自性、地域性等を有する製品、農林産物、産地等について、固有の特別な価値を有する銘柄としての社会的地位を確立することにより、市場における当該銘柄の競争力を高めることをいう。）及び商品等の消費の拡大の支援その他のものづくり産業に係る販路の開拓を促進するために必要な施策を実施するとともに、本市におけるものづくりを国内外に発信するものとする。

(普及啓発等)

第13条 市は、ものづくりの大切さについての市民の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるとともに、市民がものづくりにふれあう機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

第3章 ものづくりの推進に対する支援等

(援助)

第14条 市長は、ものづくりを推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第15条 市長は、ものづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(ネットワークの構築)

第16条 市は、ものづくりを推進するため、事業者、産業関係団体、高等教育機関、市民等との有機的な連携体制の構築を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### 金沢市条例第3号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 下新町」に、「下松原町」を「下松原町 上堤町」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町」の次に「、上堤町(1番に限る。)」を加える。

別表第2中「青草町」の次に「、上堤町(1番を除く。)」を、「尾張町2丁目」の次に「、下新町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「青草町」を「青草町 上堤町」に、「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 下新町」に改める。

(泉鏡花記念館条例の一部改正)

第4条 泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 位置 金沢市下新町2番3号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

## 金沢市条例第4号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

### 目次

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 基本理念等(第3条 第7条)

第2章 景観総合計画(第8条)

第3章 景観計画

第1節 景観計画の策定等(第9条 第12条)

第2節 行為の制限等(第13条 第20条)

第3節 景観重要建造物等の指定等(第21条 第26条)

第4章 眺望景観の保全等

第1節 眺望景観の保全(第27条 第34条)

第2節 保存対象物の指定等(第35条 第39条)

第3節 美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為(第40条)

第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進

第1節 美しい景観のまちづくりの啓発等(第41条 第44条)

第2節 景観まちづくり協議会(第45条)

第3節 金沢市景観審議会(第46条 第49条)

第6章 雑則(第50条)

附則

私たちのまち金沢は、四季の移ろいを際立たせる恵まれた自然や地形を背景に、歴史や文化に培われた個性豊かで美しい景観を形づくってきた。

この金沢固有の魅力ある景観は、まさに、先人の努力の成果を受け継いだかけがえのない市民共通の財産であり、これを大切にしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、人間性あふれる都市として健全に発展していくことが私たちの願いである。

ここに、私たちは、さまざまな主体の参画のもとに英知を結集し、共に美しい景観のまちづくりを積極的に推進することにより、金沢をさらに美しく魅力あふれる快適なまちに育て、これを後代に継承するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## 第1節 通則

## (目的)

第1条 この条例は、本市における美しい景観のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく施策その他の美しい景観のまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めて美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 美しい景観のまちづくり 樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境（以下「伝統環境」という。）を保存育成するとともに、伝統環境との調和を保った景観を創出するまちづくりをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 門、塀その他の規則で定める工作物をいう。

## 第2節 基本理念等

## (基本理念)

第3条 美しい景観のまちづくりは、郷土に対する誇りと愛着を持つことのできる良好な都市環境の形成が図られることを基本として行われなければならない。

- 2 美しい景観のまちづくりは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により美しい景観が形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、美しい景観の整備及び保全が図られるよう行われなければならない。
- 3 美しい景観のまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、美しい景観のまちづくりにおいて、市民及び事業者の主体的な取組に配慮しながら、先導的な役割を担わなければならない。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが美しい景観のまちづくりの主体として、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

ない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関し、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(建築物等の設計事業者等の責務)

第7条 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う者は、基本理念にのっとり、美しい景観のまちづくりの推進のために自らが果たすべき役割の重要性を認識し、その先導的な役割を担うよう努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観総合計画

(景観総合計画の策定)

第8条 市は、本市における美しい景観のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画(以下「景観総合計画」という。)を定めるものとする。

2 景観総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本方針

(2) 美しい景観のまちづくりを推進するための施策に関する事項

(3) その他必要な事項

3 市長は、景観総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、景観総合計画の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

## 第3章 景観計画

### 第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第9条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、本市の全域を同条第2項第1号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)とする景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(景観計画において定める事項)

第10条 市長は、美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域内において、次に掲げる区域を定めることができる。

(1) 伝統環境保存区域(伝統環境を保存育成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)

(2) 近代的都市景観創出区域(伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)

(3) 伝統環境調和区域(伝統環境保存区域に隣接した地域において伝統環境との調和のとれた景観を形成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)

(4) 重要広域幹線景観形成区域(重要な幹線道路沿いにおいて広域的かつ連続的な景観を形成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)

2 市長は、前条又は前項の規定により景観計画区域又は伝統環境保存区域、近代的都市



景観創出区域、伝統環境調和区域若しくは重要広域幹線景観形成区域を定めるときは、それぞれの区域ごとにおける美しい景観の形成を図るための基準（以下「景観形成基準」という。）を定めるものとする。

3 景観形成基準は、景観計画区域又は伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域若しくは重要広域幹線景観形成区域のそれぞれの区域ごとに次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 美しい景観の形成を図るための基本方針
- (2) 建築物及び工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- (3) 土地の形質
- (4) 木竹の態様
- (5) その他市長が必要があると認める事項  
（景観計画の策定手続）

第11条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（景観計画の策定等の提案をすることができる団体）

第12条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第45条第1項に規定する景観まちづくり協議会とする。

#### 第2節 行為の制限等

（行為の制限）

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為は、景観形成基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令又は条例の規定により義務付けられたものの実施に係る行為
- (2) その他市長が特に認める行為  
（届出事項等）

第14条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（次条第4号に該当するものを除く。）
- (2) 木竹の伐採（次条第5号に該当するものを除く。）
- (3) 物件のたい積（次条第6号に該当するものを除く。）  
（届出を要しない行為等）

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、美しい景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 規則で定める工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる

修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で規則で定めるもの

(5) 木竹の伐採で規則で定めるもの

(6) 物件のたい積で規則で定めるもの

(7) 法第16条第1項各号に掲げる行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(助言、指導又は勧告)

第17条 市長は、景観形成基準に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為に関し景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、金沢市景観審議会の意見を聴くことができる。

(報告等)

第18条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第19条 市長は、第17条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(変更命令等の手続)

第20条 市長は、法第17条第1項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

### 第3節 景観重要建造物等の指定等

(景観重要建造物等の指定の手続)

第21条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は法第28条第1項の景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、法第19条又は第28条の規定によるほか、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要建造物等の所有者等の届出)

第22条 景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等について、所有権の移転をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の管理者を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 景観重要建造物等の所有者又は管理者は、その氏名若しくは名称又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 景観重要建造物等の所有者又は管理者は、当該景観重要建造物等が滅失し、き損し、又は枯死したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により景観重要建造物等の原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定に基づき条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 法第33条第2項の規定に基づき条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木を良好に保全するため、<sup>せん</sup>剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置をとること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第25条 市長は、法第26条又は第34条の規定により景観重要建造物等の管理に関し必要な措置をとることを命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(指定の解除の手続)

第26条 市長は、法第27条第2項又は第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

#### 第4章 眺望景観の保全等

##### 第1節 眺望景観の保全

(保全眺望点の指定)

第27条 市長は、美しい景観のまちづくりを推進するため、憩いとやすらぎをもたらす場所として多くの市民に親しまれ、かつ、特に眺望が優れていると認める地点を保全眺望点(以下「眺望点」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により眺望点を指定しようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により眺望点を指定したときは、当該指定した眺望点を告示するものとする。

(眺望景観保全区域の指定)

第28条 市長は、眺望点からの眺望を保全するために必要な土地の区域(以下「眺望景観保全区域」という。)を指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、眺望景観保全区域を指定する場合について準用する。  
(眺望景観保全基準)

第29条 市長は、前条第1項の規定により眺望景観保全区域を指定したときは、当該指定した眺望景観保全区域ごとにおけるその眺望点からの眺望の保全を図るための基準(以下「眺望景観保全基準」という。)を定めるものとする。

2 眺望景観保全基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 眺望点からの眺望の保全に関する基本方針
- (2) 建築物及び工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- (3) その他市長が必要があると認める事項

3 第27条第2項及び第3項の規定は、眺望景観保全基準を定める場合について準用する。  
(行為の制限)

第30条 眺望景観保全区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者の当該行為は、眺望景観保全基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 航空法その他の法令又は条例の規定により義務付けられたものの実施に係る行為
- (2) その他市長が特に認める行為  
(行為の届出等)

第31条 眺望景観保全区域内において、前条本文に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、これらの規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、これらの規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に通知しなければならない。

4 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、眺望景観の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、眺望景観保全基準に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

5 次に掲げる行為については、第1項、第2項及び第3項後段の規定は、適用しない。

- (1) 法第16条第7項第1号及び第2号に掲げる行為
- (2) 景観法施行令(平成16年政令第398号)第10条第3号及び第4号に掲げる行為
- (3) 第15条第1号から第6号までに掲げる行為
- (4) 前条本文に規定する行為で規則で定めるもの

( 助言、指導又は勧告 )

第32条 市長は、眺望景観保全基準に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為に関し眺望景観保全基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

( 報告等 )

第33条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定により報告を受けた場合について準用する。

( 公表 )

第34条 市長は、第32条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

#### 第2節 保存対象物の指定等

( 保存対象物の指定 )

第35条 市長は、美しい景観のまちづくりを推進するため、保存する必要があると認める建築物、工作物及び木竹を保存対象物として指定することができる。

2 第27条第2項の規定は、前項の保存対象物を指定する場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により保存対象物を指定したときは、当該指定した保存対象物の名称その他規則で定める事項を告示するものとする。

( 行為の届出 )

第36条 保存対象物について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物又は工作物の増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 木竹の伐採

( 保存対象物の所有者の届出 )

第37条 保存対象物の所有者は、当該保存対象物について、所有権の移転をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 保存対象物の所有者は、その氏名若しくは名称又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 保存対象物の所有者は、当該保存対象物が滅失し、き損し、又は枯死したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

( 助言、指導又は勧告 )

第38条 市長は、第36条の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

( 報告等 )

第39条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定により報告を受けた場合について準用する。

第3節 美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為

第40条 市長は、景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

(1) 景観形成基準又は眺望景観保全基準に定められていない事項に係る行為で、市長が美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるもの

(2) その他市長が美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれがあると認める行為

2 第27条第2項の規定は、前項の規定による指導又は勧告をする場合について準用する。

第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進

第1節 美しい景観のまちづくりの啓発等

(啓発)

第41条 市長は、市民及び事業者が、美しい景観のまちづくりについて、情報を交換し、学習し、又は体験する機会の確保その他の美しい景観のまちづくりに関する啓発のために必要な施策を実施するものとする。

(国等への要請)

第42条 市長は、必要があると認めるときは、国、県その他関係団体に対し、美しい景観のまちづくりについて協力を要請しなければならない。

(援助)

第43条 市長は、美しい景観のまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 市長は、市民又は事業者による美しい景観のまちづくりの推進のための活動に対し、必要な支援をすることができる。

3 市長は、法第81条第1項に規定する景観協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言又は指導をすることができる。

(表彰)

第44条 市長は、美しい景観のまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第2節 景観まちづくり協議会

第45条 関係団体、市民その他美しい景観のまちづくりの推進のための活動を行う者は、美しい景観のまちづくりの推進のために必要な協議を行うため、市長の認定を受けて、景観まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3節 金沢市景観審議会

(金沢市景観審議会)

第46条 美しい景観のまちづくりを推進するため、金沢市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の任務）

第47条 審議会は、この条例に規定する事項その他の美しい景観のまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、美しい景観のまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第48条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第49条 審議会に、必要な事項を専門的に調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、審議会の委員及び前条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

## 第6章 雑則

（委任）

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）は、廃止する。

3 景観総合計画及び景観計画は、この条例の施行前においても、定めることができる。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（以下「旧景観条例」という。）第9条の2第1項の規定により保全眺望点として指定されているものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第27条第1項の規定により指定されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧景観条例第9条の3第1項の規定により眺望景観保全区域として指定されているものは、施行日に第28条第1項の規定により指定されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧景観条例第10条第1項の規定により保存対象物として指定

されているものは、施行日に第35条第1項の規定により指定されたものとみなす。

7 旧景観条例第18条の規定により置かれた金沢市都市景観審議会（以下「旧審議会」という。）は、審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に第48条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

9 この条例の施行前に旧景観条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例に相当規定があるものは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

10 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に改め、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する届出又は申請」を「景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出」に、「同項」を「前項」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第13条第2項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例第11条第1項」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第37条第1項」に改める。

11 金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「模様替え」を「模様替」に改め、同条第2項第1号中「改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に改め、同項第2号中「竹木」を「木竹」に改め、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当する届出又は申請」を「景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

12 金沢市斜面緑地保全条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」）を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」）に改める。

第7条第1項第1号中「その他の土地の区画形質」を「、土石の採取その他の土地の形質」に改め、同項第3号中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する届出又は申請」を「景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又



は第2項の規定による届出」に、「同項」を「前項」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当する行為には」を「次に掲げる行為については、」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第16条中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

- 13 金沢の歴史的文化的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」）を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」）に改める。

第6条第3項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

第7条第1項第1号中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に改め、同項第3号中「土地の開墾」の次に「、土石の採取」を加え、同項第4号を削り、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する届出又は申請」を「景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出」に、「同項」を「前項」に改め、同項各号を削る。

第9条第2項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

- 14 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第10条第1項の規定により保存対象物として指定された建築物等」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第35条第1項の規定により保存対象物として指定された建築物及び工作物」に改める。

- 15 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」）を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」）に改める。

第9条第1項第4号中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に改め、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する届出、申請又は確認」を「金沢市屋外広告物条例第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第16条第3項及び第17条第1項の規定による許可の申請、第9条第2項、第16条第3項及び第17条第1項の規定による確認並びに第10条第6項の規定による届出」に、「同項」を「前項」に改め、同項各号を削る。

第11条第3項及び第14条第2項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

- 16 金沢市における夜間景観の形成に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のよ

うに改正する。

第6条第2項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」に改める。

第10条第3項及び第13条第2項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

第16条第1項第1号中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕又は模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替」に改める。

第18条第3項及び第19条第2項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

17 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域

金沢市総合治水対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

## 金沢市条例第5号

金沢市総合治水対策の推進に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 総合治水対策の基本的な施策等（第7条 第13条）

第3章 開発事業における雨水排水計画の協議等（第14条 第17条）

第4章 雨水流出量の増加の抑制に対する支援等（第18条 第20条）

第5章 金沢市総合治水対策推進協議会（第21条 第23条）

第6章 雑則（第24条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における総合治水対策の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合治水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の発生及び拡大の防止を図り、もって安全で安心な都市環境の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合治水対策 河川及び下水道その他の排水施設（以下「河川等」という。）の整備のほか、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量（以下「雨水流出量」と

いう。)の増加の抑制、水防体制の強化その他の浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための総合的な対策をいう。

(2) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。

(3) 河川管理者等 河川法(昭和39年法律第167号)第7条(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者並びに下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の3第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。

(4) 内水 宅地等から流出し、又は排水される雨水等で、地下に浸透しないで当該宅地等から河川その他の公共の水域に流入するまでのものをいう。

(5) 開発事業 次に掲げる行為をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の建築(同条第13号に規定する建築をいう。)又は建築物の大規模の修繕(同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)

ウ 駐車場(金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例(平成18年条例第6号)第2条第1号に規定する駐車場をいう。以下同じ。)の新設又は既設の駐車場に係る土地の区画形質の変更(ア又はイに該当するものを除く。)

エ 土地の舗装(土地をコンクリート等の不浸透性の材料で覆うことをいい、ア又はウに該当するものを除く。)

(基本理念)

第3条 総合治水対策は、雨水の有効な利用、地下水のかん養等を図ることにより、本市の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しながら、自然と人とが共生する中で、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として行われなければならない。

2 総合治水対策は、市民の生命、身体及び財産を浸水被害から保護するためには、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることにかんがみ、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、総合治水対策を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、広報活動その他の活動を通じ、総合治水対策の必要性について、市民及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、総合治水対策についての理解と関心を深め、地域における総合治水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に総合治水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 総合治水対策の基本的な施策等

## (基本計画の策定)

第7条 市長は、総合治水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合治水対策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 浸水被害の発生及び拡大を防ぐべき目標となる降雨

(2) 河川等の整備に関する事項

(3) 雨水流出抑制施設の整備の促進に関する事項

(4) 森林、農地等が有する保水又は遊水の機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)の保持に関する事項

(5) 水防体制、避難体制等の強化に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、総合治水対策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、金沢市総合治水対策推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (河川等の整備)

第8条 市長は、河川管理者等と連携し、浸水被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な河川等の整備に努めなければならない。

## (内水の管理の強化)

第9条 市長は、浸水被害の発生及び拡大の防止を図るため、水門の管理体制の強化、水門の改良その他の内水の管理を強化するために必要な施策を実施しなければならない。

## (雨水流出抑制施設の設置等)

第10条 市長は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、本市が設置し、又は管理する道路、公園、広場その他の公共施設における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

2 市長は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、国、県その他公共団体(以下「国等」という。)が設置し、又は管理する道路、公園、広場その他の公共施設における雨水流出抑制施設の設置に関し、国等に協力を要請することができる。

3 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者(当該土地又は建築物を使用する権原を有する者を含む。)は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、その所有し、又は使用する土地又は建築物の敷地における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

## (森林、農地等の保全等)

第11条 市長は、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保

全に努めなければならない。

- 2 本市の区域内に存する森林又は農地の所有者（当該森林又は農地を使用し、又は収益する権原を有する者を含む。）は、森林又は農地が有する保水又は遊水の機能を保持するため、その適正な整備及び保全に努めなければならない。

（緑化の推進等）

第12条 市長は、本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設においては、緑化の推進、透水性舗装の実施等により雨水の地下への浸透の促進に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、宅地、事業所等の敷地及び地域においては、緑化の推進等により雨水の地下への浸透の促進に努めなければならない。

（水防体制の強化等）

第13条 市長は、浸水被害の発生及び拡大の防止を図るため、水防体制、安全な避難体制等の強化に取り組むとともに、市民及び事業者の水防意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市長は、降雨、河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。

- 3 市民は、地域における自主防災組織が行う防災訓練等に積極的に参加するとともに、自助及び共助（地域の住民等が相互に連携及び協力をし、助け合うことをいう。）の意識を高め、安全な避難体制の強化に努めなければならない。

- 4 事業者は、その従業員の防災教育を推進するとともに、地域が行う防災活動の取組に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 開発事業における雨水排水計画の協議等

（開発事業の雨水排水計画の協議）

第14条 本市の区域内において、その面積が1,000平方メートル以上の土地に係る開発事業を行おうとする者（以下「開発事業者」という。）は、あらかじめ、当該開発事業の実施に係る雨水を排水するための計画（以下「雨水排水計画」という。）を記載した書類（以下「計画書」という。）を市長に提出するとともに、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（助言、指導又は勧告）

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議をした場合において、当該雨水排水計画の内容が市長が別に定める浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための雨水の排水に係る技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該開発事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による協議をしない者又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- 3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、金沢市総合治水対策推進協議会の意見を聴くことができる。

## ( 報告等 )

第16条 前条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

## ( 公表 )

第17条 市長は、第15条第1項又は第2項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市総合治水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

## 第4章 雨水流出量の増加の抑制に対する支援等

## ( 国等との協議 )

第18条 市長は、総合治水対策を推進するため、国等と緊密な連携協力を図りながら、総合治水対策の推進に係る相互の施策の調整その他必要な事項について協議するものとする。

## ( 国等への要請 )

第19条 市長は、必要があると認めるときは、国等その他関係団体に対し、総合治水対策の推進について協力を要請するものとする。

## ( 援助 )

第20条 市長は、雨水流出量の増加の抑制を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

## 第5章 金沢市総合治水対策推進協議会

## ( 金沢市総合治水対策推進協議会 )

第21条 総合治水対策を推進するため、金沢市総合治水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## ( 協議会の任務 )

第22条 協議会は、この条例に規定する事項その他の総合治水対策に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、総合治水対策に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

## ( 組織等 )

第23条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 総合治水対策に関し識見を有する者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 第3章の規定は、この条例の施行の日以後に行う開発事業について適用する。

---

金沢市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

**金沢市条例第6号**

金沢市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第3項の規定に基づき、開発許可の基準に係る技術的細目において定められた制限(以下「開発許可の基準に係る制限」という。)を緩和することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(道路の幅員)

第3条 金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例(平成13年条例第5号)第2条第1項に規定するまちなかで行われる開発行為で、その開発区域の面積が3,000平方メートル未満であるものにおいて配置すべき道路の幅員は、当該開発区域及びその周辺の環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合に限り、法第33条第3項の規定により、4メートル(当該道路と一体的に機能する当該開発区域の周辺の道路の幅員が4メートルを超える場合には、当該幅員)以上とすることができる。

(開発行為の許可を受けた者が講ずべき措置)

第4条 前条の規定により開発許可の基準に係る制限を緩和されて開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為を行うに当たっては、当該許可に係る開発区域及びその周辺の環境の保全、災害の防止及び利便の増進その他開発許可の基準に適合するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に法第29条第1項の規定による許可の申請があった開発行為について適用する。

---

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第7号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「市民参加」の次に「、市民交流」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第8号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,191人」を「2,180人」に、「427人」を「420人」に、「398人」を「391人」に、「415人」を「410人」に、「3,470人」を「3,440人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第9号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年3月31日まで」を「平成22年3月31日まで」に改める。



附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第10号**

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「216,000円」を「306,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第11号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の2から第1号の5までを削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 感染症防疫作業等手当（第5条）

第2条第15号の2を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第3条の2から第3条の4までを削る。

第5条の見出しを「（感染症防疫作業等手当）」に改め、同条第1項を次のように改める。

感染症防疫作業等手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 福祉健康局又は市立病院に所属する職員（次号に掲げる職員を除く。）で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（4類感染症、5類感染症及び指定感染症を除く。以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、看護等の作業又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したもの及び市長がこれらの

作業に相当すると認める作業に従事したもの

(2) 市立病院に所属する職員で、2類感染症病床又は結核病床の業務に従事したものの第5条第2項中「290円」の次に「(同項第1号に規定する市長が認める作業に従事した場合にあっては、290円を超えない範囲内で市長が定める額)」を加える。

第10条第1項第1号中「又は劇物」を「若しくは劇物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品」に改める。

第13条の2第2項第1号中「350円」を「710円」に改め、同項第2号中「530円」を「1,080円」に改める。

第17条の2を削る。

第20条第1項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護に関する業務又は市長が定める社会福祉業務に従事した職員

第20条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「従事するもの」の次に「又は常時児童の一時保護業務に従事する職員(これらの職員のうち、給与条例第10条の規定による給料の調整額の支給を受ける職員を除く。)」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「従事する」を「従事した」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号の職員 従事した日1日につき、次のア又はイに掲げる業務の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 生活保護に関する業務 490円

イ 市長が定める社会福祉業務 100円

第20条第2項第3号を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とする。

第23条を次のように改める。

(用地交渉等手当)

第23条 用地交渉等手当は、職員が次に掲げる業務で市長が困難であると認めるものに従事したときに支給する。

(1) 公共用地の取得等のために行う交渉業務

(2) 地籍調査に伴う土地の境界等の調整業務

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の職員 1,000円

(2) 前項第2号の職員 320円

第25条第1項第1号中「常時市税」を「市税」に、「従事する」を「従事した」に改め、同項第2号中「常時固定資産税」を「固定資産税」に、「従事する」を「従事した」に改め、同項第3号中「常時市税」を「市税」に、「従事する」を「従事した」に改め、同項第4号中「常時国民健康保険料」を「国民健康保険料」に、「従事する」を「従事した」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「従事する」を「従事した」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「従事する」を「従事した」に改め、同号を同項第6号とし、同条第2項中「額は」の次に「、従事した日1日につき」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号の職員 490円

- (2) 前項第2号の職員 380円
- (3) 前項第3号の職員 320円
- (4) 前項第4号の職員 110円
- (5) 前項第5号の職員 460円
- (6) 前項第6号の職員 230円

第26条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 保育所に勤務する保育士（市長が定める保育士に限る。）で、児童の保育業務に従事したもの

第26条第1項第2号中「常時乳幼児」を「乳幼児」に、「従事する」を「従事した」に改め、同項第3号中「従事する」を「従事した」に改め、同条第2項中「勤務1月」を「従事した日1日」に改め、同項第1号中「4,700円」を「230円」に改め、同項第2号中「2,300円」を「110円」に改める。

第31条中「、第3条の3第2項、第3条の4第2項」を削り、「、第19条第2項、第20条第2項、第25条第2項及び第26条第2項」を「及び第19条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

**金沢市条例第12号**

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第116号の2の項の次に次のように加える。

(116)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出が	認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 45,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 110,000円を認定申請建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

ない場合に限る。)	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 170,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 340,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 600,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,900,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 2,700,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 3,300,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
(116)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査(同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。)	認定申請に係る建築物(以下この号において「認定申請建築物」という。)が建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要しない建築物に相当する場合	1住戸につき 次に掲げる金額を合算した金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額) ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 認定申請建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額を当該認定申請建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請住戸数」という。)で除して得た金額

	<p>認定申請建築物が構造計算適合性判定を要する建築物に相当する場合</p>	<p>1 住戸につき 次に掲げる金額を合算した金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額</p> <p>イ 認定申請建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額を同時申請住戸数で除して得た金額</p> <p>ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額を同時申請住戸数で除して得た金額</p>
<p>(116)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合</p>	<p>1 住戸につき 26,000円</p>
	<p>変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合</p>	<p>1 住戸につき 59,000円を変更認定申請建築物について現に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住戸の数の合計数（以下この号において「既認定住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
	<p>変更認定申請建築物の住戸の総数が6以</p>	<p>1 住戸につき 96,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に</p>

	上10以下である場合	10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 180,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 330,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 570,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 1,500,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 1,800,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
(116)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。)	変更認定申請に係る建築物(以下この号において「変更認定申請建築物」という。)が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合	1住戸につき 次に掲げる金額を合算した金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額) ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 変更認定申請建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額を当該変更認定申請建築物について同時に変更認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請住戸数」という。)で除して得た金額
	変更認定申請建築物が構造計算適合性判	1住戸につき 次に掲げる金額を合算した金額(この金額に10円未満の

	<p>定を要する建築物に相当する場合</p>	<p>端数があるときは、これを切り捨てた金額)                  ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額                  イ 変更認定申請建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額を同時申請住戸数で除して得た金額                  ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この号において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額を同時申請住戸数で除して得た金額</p>
<p>(116)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>		<p>1住戸につき 6,000円</p>
<p>(116)の8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査</p>		<p>1住戸につき 6,000円</p>

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

**金沢市条例第13号**

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年条例第297号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第14号**

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ITビジネスプラザ武蔵条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第15号**

ITビジネスプラザ武蔵条例の一部を改正する条例

ITビジネスプラザ武蔵条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第1第1項の表に次のように加える。

ビジネスルーム3	1月	46,300円
ビジネスルーム4	1月	67,720円

別表第2その1第1項の表中

研修室	1,540円	3,070円
-----	--------	--------

3,070円	7,680円	を	研修室1	2,640円	5,280円
			研修室2	1,670円	3,350円
			研修室3	1,540円	3,070円



5,280円	13,200円
3,350円	8,370円
3,070円	7,680円

に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

---

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第16号**

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の供用時間を変更することができる。

第6条中「前条」を「前条第1項」に改める。

別表第1長町観光駐車場の項中「午前8時30分から午後10時まで」を「午前7時30分から午後9時まで」に改め、同表にし茶屋観光駐車場の項中「午後6時」を「午後8時」に改め、同表の備考第2項を削り、同備考第1項の項番号を削る。

別表第3長町観光駐車場の項中「午後10時」を「午後9時」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

食肉流通センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第17号**

食肉流通センター条例の一部を改正する条例

食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

(3) 内臓処理施設	頭処理室、赤物処理室、白物処理室、足処理室及びボイル室	1平方メートル当たり 1月につき	945円	設備を含む。
	上記以外の内臓処理施設	1平方メートル当たり 1月につき	556円	
(4) 部分肉処理施設	部分肉処理室、計量こん包室及びシュリンク室	1平方メートル当たり 1月につき	945円	設備を含む。
	上記以外の部分肉処理施設	1平方メートル当たり 1月につき	556円	

を

(3) 内臓処理施設	1平方メートル当たり 1月につき	1,032円	設備を含む。
(4) 部分肉処理施設	1平方メートル当たり 1月につき	1,032円	設備を含む。

に改め、

同表第5号の項中「556円」を「716円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

**金沢市条例第18号**

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「高額療養費」の次に「及び同法第85条第1項に規定する高額介護合算療養費」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第19号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の12及び第31条第6項中「90,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条の12及び第31条第6項の規定は、平成21年度分からの保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

---

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第20号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同項第4号から第7号までを次のように改める。

(4) 次のいずれかに該当する者 48,450円

ア 令附則第11条第1項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第1項に規定する者を含む。）

イ 令附則第11条第2項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第2項に規定する者を含む。）

(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、前号に掲げる者以外の者 57,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 65,550円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定す

る合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 71,250円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

第6条第1項に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 85,500円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 99,750円

第6条第2項を削る。

第8条第3項中「係る者」を「係る部分」に、「、第4号口、第5号口又は第6号口」を「若しくは第4号口又は第6条第4号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」に、「同項第1号から第6号まで」を「令第39条第1項第1号から第4号まで又は第6条第4号若しくは第6号から第8号まで」に改める。

第9条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する」及び「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市介護保険条例の規定は、平成21年度分からの保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

**金沢市条例第21号**

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ウからオまでを次のように改める。

ウ 呼吸器内科

エ 消化器内科

オ 循環器内科

第3条第2項第1号ツを次のように改める。

ツ 神経精神科

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の受付時間を変更することができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

## 金沢市条例第22号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市屋外広告物等に関する条例

本則（第3条、第4条、第5条の見出し、第6条第1項、第8条の見出し、第12条第1項から第3項まで、第14条の見出し、第15条（見出しを含む。）、第18条第2項、第21条第1項、第24条第2項、第24条の6並びに第36条第1項及び第3項を除く。）中「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

第1条中「必要な規制を」の次に「行うとともに、特定屋内広告物の規格等について必要な制限」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「特定屋内広告物」とは、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

第3条中「広告物又は広告物」を「屋外広告物又は屋外広告物」、「広告物等」という。）を「屋外広告物等」という。）及び特定屋内広告物」に改める。

第4条中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域及び同項第3号に規定する伝統環境調和区域(これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。)

第6条第1項中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第9条第1項中「広告物が」を「屋外広告物が」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(独立広告物調整地区)

第10条の2 市長は、道路等における屋外広告物等の視認性の確保による交通の安全その他の公衆の危害の防止を図るため、独立広告物(建築物等に定着しないで、独立した形態で表示し、又は設置する屋外広告物等をいう。)の規格について調整を図ることが特に必要な地域を、独立広告物調整地区として指定することができる。

第12条第1項を次のように改める。

次に掲げる屋外広告物等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 法令等の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等の屋外広告物等

(3) 第15条の2第1項の規定により指定された歴史的伝統的意匠屋外広告物

第12条第2項中「掲げる広告物等」を「掲げる屋外広告物等」に改め、同項第1号及び第2号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第3号中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同項第4号及び第5号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第6号中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同項第7号中「表示される広告物」を「表示される屋外広告物」に改め、同項第8号及び第9号中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同項第10号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同条第3項中「掲げる広告物等」を「掲げる屋外広告物等」に改め、同項第1号中「又は第10号」を「、第10号又は第11号」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第2号及び第3号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第4号中「広告物」を「屋外広告物」に改める。

第15条の見出しを「(屋外広告物等の規格)」に改め、同条中「広告物等を」を「屋外広告物等を」に改め、同条第10号、第11号及び第14号中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同条第15号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(歴史的伝統的意匠屋外広告物の指定)

第15条の2 市長は、歴史的又は伝統的な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が本市の良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認められる屋外広告物を、その所有者の申請に基づき、歴史的伝統的意匠屋外広告物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により歴史的伝統的意匠屋外広告物を指定しようとするときは、金沢市屋外広告物審査会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除)

第15条の3 市長は、前条第1項の規定により指定した歴史的伝統的意匠屋外広告物が滅

失、き損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除することができる。

(除却等の届出)

第15条の4 歴史的伝統的意匠屋外広告物の所有者は、当該歴史的伝統的意匠屋外広告物を除却し、又は当該歴史的伝統的意匠屋外広告物の意匠、素材、規模若しくは形態を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 歴史的伝統的意匠屋外広告物の所有者は、当該歴史的伝統的意匠屋外広告物が滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(優良意匠屋外広告物の指定)

第15条の5 市長は、特に優良な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が本市の良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認められる屋外広告物を、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

2 第15条の2第2項の規定は、優良意匠屋外広告物の指定について準用する。

(指定の解除)

第15条の6 市長は、前条第1項の規定により指定した優良意匠屋外広告物が滅失、き損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除することができる。

(適用除外)

第15条の7 歴史的伝統的意匠屋外広告物については、第15条の規定は、適用しない。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、優良意匠屋外広告物の許可等の期間は、6年以内で規則で定める期間とする。

第16条第3項後段を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、許可等をしようとするときは、金沢市屋外広告物審査会の意見を聴くことができる。

第16条に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までの規定は、許可等の期間を更新する場合について準用する。

第18条第2項中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、「第36条に規定する」を削る。

第21条第1項中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「第23条」を「次条」に改める。

第22条を削る。

第23条第1号中「第16条第2項(同条第3項)」を「第16条第3項(同条第5項)」に改め、同条第3号中「次条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(違反に対する指導、勧告等)

第23条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した屋外広告物等については、当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該屋外広告物等を管理する者に対し、当該屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、金沢市屋外広告物審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市屋外広告物審査会の意見を聴かなければならない。

第24条第2項中「前項」を「第1項」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項ただし書中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による措置を命ずるときは、金沢市屋外広告物審査会の意見を聴かなければならない。

第24条の6第1号中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同条第2号及び第3号中「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

第29条中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第30条の次に次の6条を加える。

(特定屋内広告物の規格)

第30条の2 特定屋内広告物を表示しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。

(管理義務)

第30条の3 特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、特定屋内広告物に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第30条の4 特定屋内広告物を表示する者は、当該特定屋外広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該特定屋内広告物を除却しなければならない。

(違反に対する指導、勧告等)

第30条の5 市長は、この条例の規定に違反した特定屋内広告物については、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、当該特定屋内広告物の除却その他良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 第23条第4項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(立入検査)

第30条の6 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定屋内広告物を表示し、若しくは管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に特定屋内広告物の存する土地若しくは建物に立ち入り、特定屋内広告物を検査させることができる。

2 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。



( 手続等の効力の承継 )

第30条の7 特定屋内広告物を表示し、又は管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第35条中「指導、助言及び勧告を行う」を「助言、指導又は勧告をする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

第36条第1項中「広告物等」を「屋外広告物等及び特定屋内広告物」に改め、同条第2項第1号中「第10条」を「第10条の2」に改め、同項第2号中「第15条」の次に「若しくは第30条の2」を加え、同条第3項中「広告物等」を「屋外広告物等及び特定屋内広告物」に改める。

第37条第2項中「市長が委嘱し、又は任命する」を「、市長が委嘱する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

( 金沢市屋外広告物審査会 )

第37条の2 屋外広告物等及び特定屋内広告物の規模、形態、意匠等及び安全性について専門的に審査するため、金沢市屋外広告物審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この条例によりその権限に属せられた事項について市長の諮問に応ずるほか、屋外広告物等及び特定屋内広告物の規模、形態、意匠等及び安全性に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員若干人で組織する。

4 委員は、審議会の委員並びに関係団体を代表する者及び屋外広告物に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 前条第3項から第6項までの規定は、審査会について準用する。

別表中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「利用する広告物」を「利用する屋外広告物」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物条例の規定に基づき適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件については、改正後の第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から7年間は、当該屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することができる。ただし、当該屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

3 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

第9条第2項中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に、

「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

第11条第3項中「屋外広告物審議会」を「金沢市屋外広告物等に関する条例第37条の2第1項に規定する金沢市屋外広告物審査会（以下「屋外広告物審査会」という。）」に改める。

第14条第2項中「屋外広告物審議会」を「屋外広告物審査会」に改める。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

**金沢市条例第23号**

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

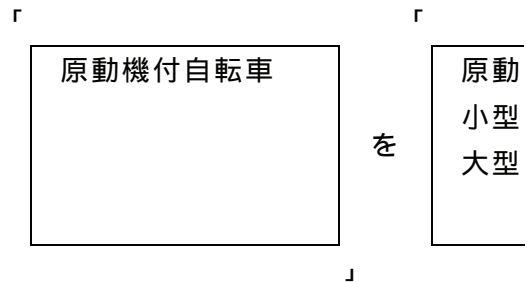
第1条中「自転車及び原動機付自転車」を「自転車等」に改める。

第2条第3号中「又は原動機付自転車」を「、原動機付自転車、小型自動二輪車又は大型自動二輪車等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 小型自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。

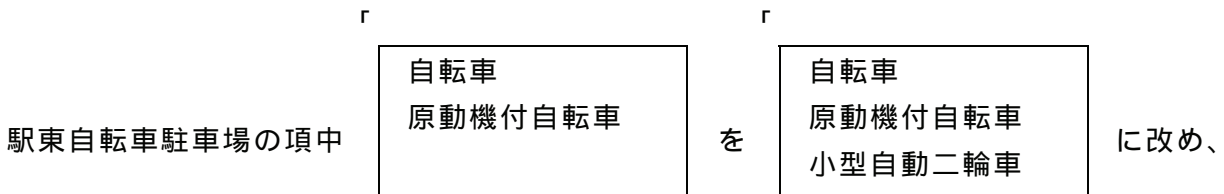
(4) 大型自動二輪車等 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

別表第1 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場の項中



機付自転車 自動二輪車 自動二輪車等
--------------------------

に改め、同表金沢市営西金沢駅前自転車駐車場の項及び金沢市営東金沢



同表金沢市営東金沢駅西自転車駐車場の項中

自転車  
原動機付自転車

を

自転車  
原動機付自  
小型自動二  
大型自動二

転車  
輪車  
輪車等

に改め、同表金沢市営森本駅東第1自転車駐車場の項中

自転車  
原動機付自転車

を

自転車  
原動機付自転車  
小型自動二輪車

に改め、同表金沢市営森本駅西自転車駐車場の項中

自転車  
原動機付自転車

を

自転車  
原動機付自転車  
小型自動二輪車  
大型自動二輪車等

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

金沢市条例第24号

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例

金沢市建築基準条例（昭和36年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の表第4号の項中「第1種住居地域、第2種住居地域」を「第1種住居地域

と定められた区域のうち、建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）が10分の6と定められた区域及び第2種住居地域」に改め、同表第5号の項中「近隣商業地域」を「第1種住居地域と定められた区域のうち、建ぺい率が10分の8と定められた区域、近隣商業地域」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### 金沢市条例第25号

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

建築物の駐車施設に関する条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) まちなか駐車場区域 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第6号）第7条第1項の規定により指定されたまちなか駐車場区域をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域のうち、まちなか駐車場区域内において新築される同項の表のアの項に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物で、市長が当該建築物の周辺の交通環境の保全上支障がなく、かつ、公共交通の利用の促進又は利便の増進に資する措置が講じられていると認めたものについては、前項本文の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物を新築しようとする者は、1台以上の自動車を駐車させることができる規模を有する車いす利用者のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

第3条の2第2項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第4条中「前2条」を「第3条第1項及び前条」に改める。

第5条中「前3条」を「第3条第1項、第3条の2及び前条」に改める。

第7条第1項及び第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第3項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第3条第2項後段の規定により附置しなければならない車いす利用者のための駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第26号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「230,000立方メートル」を「400,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第27号

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

（金沢市ガス供給条例の一部改正）

第1条 金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「四半期ごとに」を「毎月」に、「基準平均原料価格に対して3,190円を超えて」を「基準平均原料価格を」に改め、同条第2項中「原料価格変動額及び四半期」を「及び原料価格変動額」に改め、同項第1号中「第4号に定める各四半期」を「別表第2第2項第2号に定める各3箇月間」に、「当該四半期」を「当該3箇月間」に改め、同項第4号を削る。

別表第2中「（第20条関係）」を「（第20条 第20条の3関係）」に改め、同表第2項第2号ア中「3月31日」を「同月31日」に、「7月1日から9月30日までの四半期」を「8月から10月までの3箇月間」に改め、同号イ中「4月1日から6月30日まで」を「2月1日から同月末日まで」に、「10月1日から12月31日までの四半期」を「9月から11月までの3箇月間」に改め、同号ウ中「7月1日から9月30日まで」を「3月1日から同月31日まで」に、「当年1月1日から3月31日までの四半期」を「前年10月から12月までの3箇月間」に改め、同号エ中「10月1日から12月31日まで」を「4月1日から同月30日まで」に、「当年4月1日から6月30日までの四半期」を「前年11月から当年1月までの3箇月間」に改め、同号に次のように加える。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの3箇月間の平均原料

- 価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正)

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「半期ごとに」を「毎月」に、「基準平均原料価格に対して4,400円を超えて」を「基準平均原料価格を」に改め、同条第2項中「原料価格変動額及び半期」を「及び原料価格変動額」に改め、同項第1号中「第4号に定める各半期」を「別表第1第2項第2号に定める各3箇月間」に、「当該半期」を「当該3箇月間」に改め、同項第4号を削る。

別表第1中「(第20条、第20条の2、第20条の3関係)」を「(第20条 第20条の3関係)」に改め、同表第2項第2号ア中「4月1日から9月30日まで」を「1月1日から同月31日まで」に、「7月1日から12月31日までの半期」を「8月から10月までの3箇月間」に改め、同号イ中「10月1日から翌年3月31日まで」を「2月1日から同月末日まで」に、「当年1月1日から6月30日までの半期」を「前年9月から11月までの3箇月間」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの3箇月間の平均原料

- 価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの3箇月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成21年7月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市液化石油ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成21年7月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

---

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

#### 金沢市条例第28号

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表金沢市臨港消防署の項を削る。

別表第3中「（ソ部、夕部及びレ部を除く。）」を削り、「大野町7丁目」の次に「、大野町新町」を加え、「栗崎町（イ部、ロ部及びハ部に限る。）」を「栗崎町、栗崎町1丁目、栗崎町2丁目、栗崎町3丁目、栗崎町4丁目、栗崎町5丁目、栗崎町6丁目、栗崎浜町、五郎島町」に改める。

別表第4を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第29号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「448人」を「461人」に、「523人」を「531人」に、「227人」を「240人」に、「1,198人」を「1,232人」に改める。

第4条第2号ただし書中「45歳」を「50歳」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

金沢市キゴ山自然学習館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第30号

金沢市キゴ山自然学習館条例を廃止する条例

金沢市キゴ山自然学習館条例（平成5年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---



金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

金沢市長 山 出 保

### 金沢市条例第31号

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例を廃止する条例

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例（昭和56年条例第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日前に廃止前の金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定に基づく貸付けの申込みを受理した者については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

平成21年(2009年)3月24日 印刷  
平成21年(2009年)3月24日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄